

医政地発 0927 第 2 号
令和 3 年 9 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

令和 3 年度病床機能報告の実施等について

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 13 の規定に基づき、病院又は診療所であって一般病床又は療養病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院等」という。）は、毎年 7 月 1 日時点における病床の機能と 2025 年の病床の機能の予定、入院患者に提供する医療の内容等を都道府県知事に報告することとしています。

これについて、別添 1 のとおり、病床機能報告対象病院等に対し周知しましたので御了知の上、下記について病床機能報告対象病院等に対して周知いただき、各医療機関の報告が円滑に行われるよう御配慮願います。なお、関係団体の長にも別添 2 のとおり通知を発出していることを申し添えます。

記

1. 入院診療実績の報告対象期間の通年化等について

別添 3 「令和 3 年度以降の病床機能報告における入院診療実績の報告内容等について」（令和 3 年 4 月 13 日付け医政地発 0413 第 2 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「課長通知」という。）でお示ししたとおり、令和 3 年度以降、入院診療実績については、前年度（前年 4 月～3 月）の 1 年分を月別かつ病棟別に報告を求めることとしています。

併せて、以下のような負担軽減を図ることとしています。

- 毎年度、病床機能報告の実施に当たり、国から当該病院等に提供している電子レセプト情報を活用して整理した入院診療実績データについて、令和 3 年度以降、公費負担医療制度により請求された電子レセプト情報分を含めた上で提供するとともに、病床機能報告の入力画面等において、当該データが報告様式に自動的に表示されるような機能を設け、入力の手軽化を図ること

とする。

- 診療報酬請求時の電子レセプトにあらかじめ病棟コードを記録していない医療機関については、国から病棟別の入院診療実績データを提供することができないことから、当面の間、可能な範囲で病棟別に振り分けて報告すれば足りることとする（病院全体の入院診療実績を特定の病棟の診療実績としてまとめて報告して差し支えない）。

- 紙媒体により報告を行っている病床機能報告対象病院等においては、入院診療実績の報告について、月別の数ではなく年間合計数のみ報告すれば足りることとする。

なお、業務効率化を図る観点から、令和5年度を目途に、原則としてWEB等を活用した電子による報告とすることとし、紙媒体による報告については、やむを得ない事情がある場合に限ることとする方針であるため、令和3年度以降、可能な限り電子による報告を要請することとする。

2. その他の報告内容及び報告方法等について

別添3課長通知及び地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループの議論を踏まえ、従前から1年分（前年7月～報告年6月）の実績の報告を求めてきた新規入院患者数（予定入院・予定外入院別）や救急車の受入件数などについて、入院診療実績と同様、季節変動を踏まえた分析を可能とするため、月別の報告を求めた上で、報告対象期間を前年4月～報告年3月に変更しています。なお、当面の間、月別の報告は任意としています。